工事請負契約における設計変更ガイドライン

【土木工事】

令和4年１０月

霧島市

目　　次

１．ガイドラインの目的

２．設計変更が不可能なケース

３．設計変更が可能なケース

　（１） 設計図書に誤り又は脱漏がある場合　　　　　　　　　　　　　　　　　【契約書第18条第1項第2号】

　（２） 設計図書の表示が明確でない場合 　　　　　　　　　　　　　　　　　【契約書第18条第1項第3号】

　（３） 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【契約書第18条第1項第4号】

　（４） 設計図書に示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【契約書第18条第1項第5号】

　（５） 発注者が変更を必要と認める場合　　　　　　　　　　　　　　　　　　【契約書第19条】

　（６） 工事中止の場合　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【契約書第20条】

　（７） 請負代金額の変更に代える設計図書の変更 　　　　　　　　　　　【契約書第31条】

　（８） 「設計図書の照査」の範囲をこえるもの

４．設計変更手続きフロー

　（１） 契約書第18条（条件変更等）関連

　（２） 契約書第19条（設計図書の変更）関連

５．工期・請負金額の変更

　（１） 概算額明示の考え方

　（２） 設計変更協議会での協議

６．関連事項

　（１） 指定・任意の正しい運用

　（２） 入札・契約時の設計図書等の疑義の解決

７．用語の定義

１．ガイドラインの目的

土木工事（建築・設備工事を除く。）は、様々な現地の自然条件・環境条件のもとで行われることから、設計図書に示された施工条件が実際の現場条件と一致しないことや、設計時点で想定していなかった事態が発生することがあり、工事内容の変更（設計変更）が避けられない場合がある。

　　　設計変更に関しては、霧島市建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）に定められているが、国・県が策定しているガイドラインを踏まえ、本市においてもガイドラインを策定し、受注者・発注者双方の留意事項や具体例を示すことで、設計変更に係る手続きの円滑化を図ることを目的とする。

1. 設計変更が不可能なケース

●　下記のような場合においては、原則として設計変更の対象とならない。

　　　　（但し、災害等の契約書第27条（臨機の措置）による対応の場合はこの限りではない。）

　　①　設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合。

　　②　発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合。

　　③　「承諾」で施工した場合。（承諾とは、受注者が自らの都合による施工方法等について、監督職員に同意を得るもの。）

　　　　（例１）　コンクリート設計基準強度18N/㎟に対し、現場で21N/㎟のコンクリートでの打設を承諾した場合。

　　　　（例２）　コンクリート打設による基礎施工の設計に対し、二次製品で施工することを承諾した場合。

　　④　契約書・土木工事共通仕様書（鹿児島県土木部制定。以下、「共通仕様書」という。）に定められている所定の手続きを経ていない場合。（契約書第18条～25条、共通仕様書1-1-1-14～16）

　　⑤　正式な書面によらない事項（口頭のみの指示、協議等）の場合。

　　⑥　当初の設計図書に従って施工しても支障がない場合。

　　⑦　指定されていない任意の仮設、施工方法を変更する場合。（但し、設計図書に示す条件と実際の現場条件が一致しない場合は除く。）

　　　　（例１）　鋼矢板Ⅱ型による任意の仮締切工において、鋼矢板Ⅲ型を使用する場合。

　　　　（例２）　特段の条件を明示していない任意による敷鉄板での仮設道路施工において、アスファルト舗装を施工する場合。

　　⑧　総合評価落札方式における技術提案等の場合。

―　1　―

３．設計変更が可能なケース

●　下記のような場合においては、設計変更の対象となる。

　（１） 設計図書に誤り又は脱漏がある場合　【契約書第18条第1項第2号】

　〈具体例〉

　　①　条件明示の必要があるにも係わらず、土質に関する条件明示がない場合。

　　②　条件明示の必要があるにも係わらず、地下水位に関する条件明示がない場合。

　　③　条件明示の必要があるにも係わらず、交通誘導警備員に関する条件明示がない場合。

　（２） 設計図書の表示が明確でない場合　【契約書第18条第1項第3号】

　〈具体例〉

　　①　土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合。

　　②　水替工実施の記載はあるが、作業時若しくは常時排水等の運転条件等の明示がない場合。

　　③　使用する材料の規格（種類、強度等）が明確に示されていない場合。

　（３） 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合　【契約書第18条第1項第4号】

　〈具体例〉

　　①　設計図書に明示された土質が現場条件と一致しない場合。

　　②　設計図書に明示された地下水位が現場条件と一致しない場合。

　　③　設計図書に明示された交通誘導警備員の人数等が規制内容と一致しない場合。

　　④ 前項の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合。

　（４） 設計図書に示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合　【契約書第18条第1項第4号】

　〈具体例〉

　　①　施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要となった場合。

　　②　施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった場合。

　　③　仮設（任意を含む）において、条件明示の有無に係らず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合。

―　2　―

　（５） 発注者が変更を必要と認める場合　【契約書第19条】

　〈具体例〉

　　①　地元調整の結果、施工範囲、施工時間、施工期間を変更する場合。

　　②　同時に施工する必要がある工種が判明し、その工種を追加する場合。

　　③　警察・河川・鉄道等の管理者、電力・ガス等の事業者、消防署等との協議により、施工内容の変更、工事の追加をする場合。

　　④ 当初設計で指定していた建設副産物の処分先を変更する場合。

　　⑤ 使用材料を変更する場合。

　　⑥ 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する場合。

　　⑦ 隣接工事との調整で、交通誘導警備員の人数を変更する場合。

　（６） 工事中止の場合　【契約書第20条】

　〈具体例〉

　　①　設計図書に工事着工時期が定められている場合で、その期日までに受注者の責によらず施工ができない場合。

　　②　警察・河川・鉄道等の管理者との管理者間協議が完了していない場合。

　　③　管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合。

　　④　受注者の責によらない何らかのトラブル（地元調整等）が生じた場合。

　　⑤　設計図書に定められた期日までに詳細設計が完了していないため、施工ができない場合。

　　⑥ 予見できない事態（地中障害物の発見等）が発生した場合。

　　⑦ 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不可能となった場合。

　　⑧ 関連する他の工事の進捗が遅れたため、工事の続行を不適当と認めた場合。

　　⑨ 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となった場合。

　　⑩ 妨害活動を行う者により工事現場の占拠及び著しい威嚇行為があった場合。

　（７） 請負代金額の変更に代える設計図書の変更　【契約書第31条】

発注者は、予算制度に基づいて公共工事を執行し、予算の範囲内でのみ契約を締結できる。

しかし、約款では、一定の場合に請負代金額の増額又は発注者が必要な費用等を負担しなければならないとしているため、当初の請負代金額を上回ることがある。

このような場合には、設計図書を変更し、当初の請負代金額又は発注者の負担できる範囲内の増額に対応する工事量とすることができるようにしている。

―　3　―

　（８） 「設計図書の照査」の範囲をこえるもの

　〈具体例〉

　　①　現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。

　　②　施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。但し、当初横断図の推定岩盤線の確認は、「設計図書の照査」に含まれる。

　　③　現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。

　　④ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。

　　⑤ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。（標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲を超えるものとして扱う。）

　　⑥ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合で、構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。

　　⑦ 土留め等の構造計算において、現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。

　　⑧ 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。

　　⑨ 設計根拠まで遡る見直し及び必要とする工事費の算出。

　　⑩ 舗装修繕工事の縦横断設計。（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断面図が示されておらず、共通仕様書「10-14-4-3路面切削工」、「10-14-4-5切削オーバーレイ工」、「10-14-4-6オーバーレイ工」等に該当し、縦横断設計を行うものは設計図書の照査に含まれる。）

　　　※　なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

但し、設計変更・変更指示にあったては、下記事項に留意する。

〇 当初設計の考え方や設計条件を再確認した上で、設計変更「協議」を行うこと。

　　　〇 当該事業（工事）での変更の必要性を明確にすること。

　　　　 （規格の妥当性、変更対応の妥当性（別途発注ではないか）を明確にすること。）

　　　〇 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅延なく行うこと。

―　4　―

４．設計変更手続きフロー

　（１） 契約書第18条（条件変更等）関連

　　①　図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。

　　②　設計図書に誤り又は脱漏があること。

　　③　設計図書の表示が明確でないこと。

　　④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

　　⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別な状態が生じたこと。



―　5　―

　（2） 契約書第19条（設計図書の変更）関連



―　6　―

５．工期・請負代金額の変更

　（１） 概算金額明示の考え方

　　①　変更指示書通知後、受注者より工事打合簿に工事内訳書を添付の上、見積額の提出があった場合、発注者は概算金額を工事打合簿で提示する。（次頁の記載例を参照）

　　②　発注者が提示する概算金額は、類似する他工事の事例や設計業務等の成果、協会資料及び受注者からの見積書（妥当性を確認したもの）などを参考に記載することも可とする。

　　③　記載した概算金額の出典や算出条件等についても明示する。

　　④ 記載する概算金額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。

　　⑤ 緊急的に行う場合又は何らかの理由により、概算金額の算定に時間を要する場合は、後日通知することができる。

　（2） 設計変更協議会での協議

　　①　設計変更協議会（以下「変更協議会」という。）は、設計変更手続きの透明性と公平性の向上を目的として、設計変更に関する意見相違等の案件が発生した際、発注者と受注者が設計変更の妥当性の協議・審議等を行い、相互の合意形成を図る場として実施するものである。

　　②　契約事項第24条に基づく工期の変更方法等、第25条に基づく請負代金額の変更方法等、第31条に基づく請負代金額の変更に代える設計図書の変更の協議として位置付けられるものである。

　　③　変更協議会は、全ての工事において、以下の(ア)又は(イ)の案件が発生した場合、適宜開催できるものとする。　但し、通常の監督行為で解決されるような設計変更等までが発議されるものではないことに留意するものとする。

　　　　(ア)　発注者と受注者間において、設計変更に関する意見の相違する案件が発生した場合。

　　　　(イ)　設計変更に関して、変更協議会の開催が必要と判断した場合。

　　④ 変更協議会は、下記のメンバーを標準として開催するものとする。　なお、必要に応じて他の出席者を追加できるものとする。

　　　　◆発注者　：　担当課長、担当グループ長、総括監督員、監督員

　　　　◆受注者　：　現場代理人、主任（監理）技術者、予算担当者

　　⑤ 変更協議会開催の発議は、発注者又は受注者を問わず可能とし、事前に相手方と調整したうえで、工事打合簿により通知するものとする。

　　　　(ア)　開催場所は、原則として発注公所にて開催するものとし、適宜現場においても開催できるものとする。　なお、1回の開催で協議が調わない場合は、複数回開催することができるものとし、協議期間は協議が十分に行える期間とする。

―　7　―

　　　　(イ)　協議資料については、発注者と受注者がそれぞれ協議に必要な資料を準備するものとする。

　　　　(ウ)　協議記録は、発注者が作成するものとする。　また、協議結果については、最終的に発注者が協議記録と協議資料を取りまとめ、工事打合簿に添付し、発注者から受注者に対して通知するものとする。



―　8　―

６．関連事項

　（１） 指定・任意の正しい運用

指定・任意については、契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

　　①　仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。

　　②　任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は、受注者の責任で行うもの。

　　③　任意については、その仮設、施工方法に変更があっても、原則として設計変更の対象としない。但し、任意であっても、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は、設計変更の対象となる。

　　④　発注者（監督員）は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をするように注意が必要である。

　　　　　　※不適切な対応例

　　　　　　　・〇〇工法で積算しているので、〇〇工法以外での施工は不可と対応すること。

　　　　　　　・標準歩掛ではバックホウでの施工であるが、クラムシェルでの施工は不可と対応すること。

　　　　　　　・新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、積算上の工法で施工するように指示すること。

　（2） 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

契約図書等についての疑義については、入札前の段階、設計照査の段階で解決しておくことが、円滑な設計変更につながることになる。

　　【入札前】

入札参加者は、閲覧設計図書を熟覧の上、入札しなければならない。

この場合において、設計図書等について疑義があるときは、質問期限内に発注者に書面で説明を求めることができる。（工事担当課は、回答書を回答期限までに提示できるように工事契約検査課に提出。なお、質問があった場合は事前に報告。）

　　【契約後】

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含む。

また、受注者は監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。（共通仕様書1-1-1-3　設計図書の照査等）

―　9　―

７．用語の定義

　　①　設計変更　（「公共工事契約の実務」昭和44年官房長回答）

工事請負契約書第18条、第19条、第20条の規定に基づき、図面又は仕様書を変更することとなる場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容を予め受注者に指示すること。

　　②　設計図書の変更　（共通仕様書1-1-1-15）

入札に際して、発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正すること。

　　③　契約変更　（共通仕様書1-1-1-15、霧島市契約規則第45条）

発注者が変更した設計図書（変更設計図書）により、契約の内容を変更すること。

　　④　契約図書　（共通仕様書1-1-1-2）

契約書及び設計図書。

　　⑤　設計図書　（共通仕様書1-1-1-2）

特記仕様書、図面、共通仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書。

　　⑥　仕様書　（共通仕様書1-1-1-2）

各工事に共通する共通仕様書と、工事毎に規定される特記仕様書の総称。

　　⑦　共通仕様書　（共通仕様書1-1-1-2）

各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等の工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、予め定型的な内容を盛り込み作成したもの。

　　⑧　特記仕様書　（共通仕様書1-1-1-2）

共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は固有の技術的要求を定める図書。

　　⑨　質問回答書　（共通仕様書1-1-1-2）

質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して、発注者が回答した書面。

　　⑩　監督職員　（共通仕様書1-1-1-2）

総括監督員及び監督員。

　　⑪　書面　（共通仕様書1-1-1-2）

手書き、印刷等による工事打合簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印をしたもの。

　　⑫　指示　（共通仕様書1-1-1-2）

契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させること。

―　10　―

　　⑬　承諾　（共通仕様書1-1-1-2）

契約図書に明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意すること。

　　⑭　協議　（共通仕様書1-1-1-2）

書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合意し、結論を得ること。

　　⑪　提出　（共通仕様書1-1-1-2）

監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すこと。

　　⑫　通知　（共通仕様書1-1-1-2）

発注者又は監督職員と、受注者又は現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせること。

　　⑬　確認　（共通仕様書1-1-1-2）

契約図書に示された事項について、監督職員、検査員又は受注者が臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書の適合を確かめること。

―　11　―